

令和元年有田市議会 1 2 月定例会

議事日程（第 4 号）

令和元年 1 2 月 2 0 日 午前 1 0 時開議

- | | | |
|--------|-----------------------|--|
| 日程 1 | 議案第53号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度有田市一般会計補正予算（第 3 号）） |
| 日程 2 | 議案第54号 | 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 3 | 議案第55号 | 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例 |
| 日程 4 | 議案第56号 | 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 5 | 議案第57号 | 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 6 | 議案第58号 | 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 7 | 議案第59号 | 有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 8 | 議案第60号 | 有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例 |
| 日程 9 | 議案第61号 | 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |
| 日程 1 0 | 議案第62号 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程 1 1 | 議案第63号 | 令和元年度有田市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程 1 2 | 議案第64号 | 令和元年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程 1 3 | 議案第65号 | 令和元年度有田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程 1 4 | 議案第66号 | 令和元年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程 1 5 | 議案第67号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程 1 6 | 議案第68号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程 1 7 | 議案第69号 | 教育委員会の委員の任命について |
| 日程 1 8 | 議案第70号 | 教育委員会の委員の任命について |
| 日程 1 9 | 議案第71号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について |
| 日程 2 0 | 諮問第 5 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程 2 1 | 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について | |
| 日程 2 2 | 議員派遣の件について | |
| 日程 2 3 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | |

会議に付した事件

- | | | |
|--------|-----------------------|--|
| 日程 1 | 議案第53号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度有田市一般会計補正予算（第 3 号））から |
| 日程 2 3 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | まで |

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	田中政彦	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部参事	喜多俊充	市民福祉部長	宮崎三穂子
経済建設部長	河野孝司	経済建設部理事	成田裕幸
水道事務所長	江川敦夫	教育次長	谷輪吉伸
消防長	田邊隆義	病院事務長	神保佳紀
経営企画課長	大松満至	防災安全課長	上田敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	馬倉三喜
生活環境課長	石井哲也	福祉課長	松村尚彦
健康課長	山崎希恵	高齢介護課長	若松伸行
産業振興課長	鎌田利宏	有田みかん課長	大浦秀和
建設課長	脇村哲弘	水道課長	北野宏幸
会計管理者	森川直子	教育総務課長	伊藤正人
生涯学習課長	嶋田実明	消防本部次長	梅本敦夫
医事課長	山下剛	庶務課長	石井絹代

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開議

○議長（生駒三雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程1、議案第53号から日程16、議案第68号までの議案16件を一括議題とし、各委員長から審査の結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長西口正助君。

○総務建設委員会委員長（西口正助君） まず、総務建設委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、12月10日午前10時より、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第61号及び議案第62号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第59号、有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に関しまして、使用を開始して、初めての料金引き上げということでもあり、住民に戸惑いもあると思います。まずは十分な御理解をいただくこと、そして、10年後、20年後の将来を見据えたきちっとした説明をされるなど、丁寧な進め方をお願いしたいとの意見がありました。

また、この引き上げが住民にとりまして、過度な負担とならないよう知恵を絞っていただくとともに、そこに暮らしている人のことをその地域がどのように発展していくかなど、ひいては、過疎化対策の視点も含めたさまざまな角度から考え、努力していただきたいとの意見がありました。

これらの意見がありましたことを申し添え、以上で、総務建設委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員会委員長上山寿示君。

○文教厚生委員会委員長（上山寿示君） 文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、12月11日、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第60号、有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について、及び議案第68号、公の施設の指定管理者の指定については、いずれも可決すべきものと決しました。

なお、議案第60号、議案第68号について、施設は完成すれば終わりではなく、そこから

が始まりで、ランニングコストや大小さまざまな修繕等が必要となり、当然その費用は公費で賄われることとなります。今、供用している公共施設に対しては、その維持管理に大変苦勞している。公共施設は経営が苦しいから倒産というわけにはいかないのです、今回の新水泳場の運営については、相当な覚悟を持って当たっていただきたい。今回、健康増進を上げており、市民に寄り添った施設運営をするためにも、その事業実施については、全てを指定管理者に丸投げすることなく、各担当がきちんとかかわって進めていくよう、また、指定管理者の選定方法については、プロポーザル方式ありきで進めるのではなく、その趣旨、内容等について、十分な協議を行った上で、最適な方式で行っていただきたい。

次に、議案第67号について、改修工事も終わったということですので、待機されている方が1日も早く入所できるようお願いしておきます。

以上のことを申し添え、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、予算決算委員会委員長福永広次君。

○予算決算委員会委員長（福永広次君） 予算決算委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、12月12日、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第53号につきましては、承認すべきものと決しました。

議案第63号、議案第64号、議案第65号及び議案第66号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たっては、多岐にわたる質疑応答がなされ、特に議案第63号、令和元年度有田市一般会計補正予算（第4号）債務負担行為補正において、市民水泳場指定管理における懸念や、その運営を憂慮する意見が数多く出されました。

まずは、市民水泳場としての本来の趣旨を踏まえ、子供や市民を中心とした施設であることを考えていただきたい。そして、幅広い年齢層が利用する施設を目指すことはもちろんのこと、何より市民が楽しく利用できる施設としていただきたいとの意見がありました。

また、市民水泳場を含む周辺地域には、今後、市民の健康増進を図る運動公園施設が併設されるとのことでありますが、誰もがいつでも利用しやすい施設となることを期待するとの意見がありました。

以上の意見がありましたことを申し添えるとともに、委員会で指摘されたその他の事項についても十分に精査され、反映されることを期待して、予算決算委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程1、議案第53号であります。

これより議案第53号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第53号は、これを承認することに決しました。

次に、日程2、議案第54号であります。

これより議案第54号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程3、議案第55号であります。

これより議案第55号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程4、議案第56号であります。

これより議案第56号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程5、議案第57号であります。

これより議案第57号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第58号であります。

これより議案第58号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第59号であります。

これより議案第59号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第60号であります。

これより議案第60号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第61号であります。

これより議案第61号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第62号であります。

これより議案第62号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程11、議案第63号であります。

これより議案第63号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程12、議案第64号であります。

これより議案第64号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程13、議案第65号であります。

これより議案第65号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程14、議案第66号であります。

これより議案第66号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程15、議案第67号であります。

これより議案第67号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程16、議案第68号であります。

これより議案第68号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程17、議案第69号、教育委員会の委員の任命についてから日程20、諮問第5号、

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの議案3件、諮問1件を一括議題といたします。

まず、日程17、議案第69号であります。

これより議案第69号を採決いたします。

議案第69号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は、これに同意することに決しました。

次に、日程18、議案第70号であります。

これより議案第70号を採決いたします。

議案第70号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は、これに同意することに決しました。

次に、日程19、議案第71号であります。

これより議案第71号を採決いたします。

議案第71号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は、これに同意することに決しました。

次に、日程20、諮問第5号であります。

これより諮問第5号を採決いたします。

諮問第5号については、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第5号は異議なしと決しました。

次に、日程21、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてであります。

本件については、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定により、議会において選挙することになっております。

この選挙の方法についてお諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選とし、議長において指名することに決しました。

それでは、議長において選挙管理委員会委員に、橋本恵一君、狗巻文男君、松谷富治君、林和男君を指名いたします。

次に、補充員について、補充員の順に、藤本忠信君、久保雅紀君、梅本正明君、古川太賀男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8名の方々を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま当選されました8名の方々には、後刻、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程22、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、会議規則第167条第1項及び第2項の規定により、お手元へ配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

次に、日程23、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査をいたしたいとの旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により本日の会議を閉じ、令和元年有田市議会12月定例会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会